

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別、性的指向、性自認その他の事情にかかわらず、誰もが自分らしく生き、互いの人権並びに性的指向及び性自認の多様性を尊重し合う共生社会の実現を目指すことにより、全ての市民が希望を持って暮らし続けられる活力ある開かれたまちづくりに寄与することを目的として、互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人の関係を認めるパートナーシップの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認の在り方が少数派である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある二人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) いずれか一方が呉市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に呉市内への転入を予定していること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（宣誓をしようとする相手を除く。）を含む。）がないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、宣誓をしようとする者が選任した者に、これを代書させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添付して提出するものとする。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 当事者のいずれかが呉市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（当事者が呉市内に住所を有していない場合に限る。）
 - (3) 戸籍抄本その他の配偶者がいないことを証明できる書類
 - (4) 前条第4号の規定に該当することを証明できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 前条に規定する呉市内への転入を予定していることに該当する者（以下「転入予定者」という。）は、宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等呉市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 6 転入予定者は、前項の規定する期限までに同項に規定する書類の提出が困難な場合には、速やかにその旨を市長に申し出るものとする。
- 7 市長は、前項の規定による申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、第5項に規定する期限を延長することができる。
- 8 転入予定者は、前項の規定により期限が延長された場合は、当該延長後の期限までに第5項に規定する書類を市長に提出するものとする。
- 9 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により受領証等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、すでに交付した受領証等を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第9項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に変更内容が確認できる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第9項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、双方が呉市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に定める場合を除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」

という。)に受領証等を添付して、これを市長に提出するものとする。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第9項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、宣誓者が第1項に定める状態に該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたときとみなしたときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号の規定に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条の規定に反するとき。

(4) 第4条第5項及び第6項又は第8項の規定に反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第9項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体に転出することにより呉市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から呉市内への転入をした者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

2 市長は、第1条に掲げる目的を達成するため、あらゆる機会を通じ、市民意識の啓発に取り組むものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

パートナーシップ宣誓書

呉市長様

私たちは、呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、署名します。

宣誓日		年 月 日	
宣誓者	住所		
	ふりがな		
	氏名 又は通称名		
	戸籍上の氏名 (通称名を使用の場合)		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	電話番号		
	メールアドレス	@	@

代書者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	@

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

私たちは、呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップの宣誓を行います。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度所管部署が確認することに同意します。

(自署)

(自署)

氏名 _____

氏名 _____

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項		
要 綱	項 目	回 答
第2条 第2号	(関係性) 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 該当する
第3条 第1号	(住所) いずれか一方が呉市内に住所を有している、又は14日以内に呉市内に転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当する
		転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年.....月.....日 転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年.....月.....日
第3条 第2号	(年齢) 宣誓の日において、民法に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当する
第3条 第3号	(配偶者等の有無) 配偶者（事実婚を含む。）がない。 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていない。	<input type="checkbox"/> 該当する
第3条 第4号	(近親者でないこと) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。	<input type="checkbox"/> 該当する
上記要件に変更が生じた際は、受領証及び受領カードを返還してください。		<input type="checkbox"/> 確認しました

《添付書類について》

以下の書類を添付してください。

①住民票の写し又は住民票記載事項証明書

②当事者が呉市内に住所を有していない場合は、当事者のいずれかが呉市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料

③戸籍抄本等

④近親者でないことを証明できる書類

⑤通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

また、本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

市記入欄

氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考
氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考

パートナーシップ宣誓書受領証

_____ 様 (年 月 日生)	_____ 様 (年 月 日生)
住所 _____ _____	住所 _____ _____

宣 誓 日 年 月 日

交付番号

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

呉 市 長



注意事項

- 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証を返還してください。
 - (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 双方が呉市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 宣誓が無効となったとき。

- 次の場合には、宣誓は無効となります。
 - (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき。
 - (4) 呉市内に転入予定の場合、期日までに呉市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

- この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を御提出ください。

特記事項

※戸籍上の氏名、再交付日等

受領証の提示を受けられた方へ

呉市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項

この受領証は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った二人の者が、次に掲げる事項に該当すると認めた場合に交付されます。

- (1) いずれか一方が呉市内に住所を有していること(転入予定を含む。)
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(宣誓をしようとする相手を除く。))を含む。)がないこと。
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと(養子縁組を除く。)

様式第3号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者 【本人】 氏名 _____ (_____ 年 月 日生) 住所 _____	【パートナー】 氏名 _____ (_____ 年 月 日生) 住所 _____
宣誓日 _____ 年 月 日 交付番号 _____	呉市長 _____ 印

(表)

特記事項 ※戸籍上の氏名、再交付年月日等 戸籍上の氏名(通称を使用している場合) 【本人】 _____ 【パートナー】 _____	
注意事項 ○次の場合には、パートナーシップ宣誓書 受領証等を返還してください。 (1) パートナーシップを解消したとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 双方が呉市内に住所を有しなくなったとき。 (4) 宣誓が無効となったとき。	
○次の場合には、宣誓書が無効となります。 (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。 (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。 (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき。 (4) 呉市内に転入予定の場合、期日までに呉市内への転入を証明する書類を提出しないとき。	
受領カードの提示を受けられた方へ 呉市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。 法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。 また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。	

(裏)

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えたものとする。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

呉市長様

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

申請日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓日	年 月 日	交付番号		
宣誓者	住所		住所	
	氏名		氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
再交付を希望する書類	※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード		※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード	
再交付を希望する理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

毀損・汚損の場合のみ、既に交付しているパートナーシップ宣誓書受領証等

《確認書類》

本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

市記入欄

氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考
氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考

パートナーシップ宣誓事項変更届

呉市長様

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓日	年 月 日	交付番号		
宣誓者	住所	(変更前)	(変更前)	
		(変更後)	(変更後)	
	氏名	(変更前)	(変更前)	
		(変更後)	(変更後)	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
その他の変更	(変更前)			
	(変更後)			
変更理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他 ()			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ①変更内容が確認できる書類 (住民票・戸籍抄本など)
- ②パートナーシップ宣誓書受領証, パートナーシップ宣誓書受領カード

《確認書類について》

本人を確認できる書類 (個人番号カード, 旅券 (パスポート), 運転免許証など) を提示してください。

市記入欄

氏名 ()	個人番号カード, 旅券, 運転免許証, その他 ()	備考
氏名 ()	個人番号カード, 旅券, 運転免許証, その他 ()	備考

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

呉市長様

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、受領証等を返還します。

届出日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓日	年 月 日	交付番号		
届出者	住所		住所	
	氏名		氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
返還理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 一方の死亡 <input type="checkbox"/> 呉市からの転出 <input type="checkbox"/> その他 ()			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

《確認書類について》

本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

市記入欄

氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考
氏名 ()	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 ()	備考

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

呉市長様

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

交付申請日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓日	年 月 日	交付番号		
宣誓者	住所	住所		
	氏名	氏名		
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号	電話番号		
証明書の提出先	※該当する提出先に✓してください。 <input type="checkbox"/> 呉市役所 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

代書者	住所			
	氏名			
	電話番号			

《確認書類について》

本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

市記入欄

氏名（ ）	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他（ ）	備考
氏名（ ）	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他（ ）	備考

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

氏名 又は通称名		氏名 又は通称名	
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)	
住所		住所	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	返還日	年 月 日
交付番号		返還理由	

上記のとおり、呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容等について証明します。

年 月 日

呉市長

印

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

呉市長様

呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、次のとおり継続使用することを申請します。

なお、この申請書、パートナーシップ宣誓書、パートナーシップ宣誓に当たっての確認書及びパートナーシップ宣誓に係る提出書類の写しを転出先自治体へ提供することに同意します。

申請日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓日	年 月 日	交付番号		
宣誓者	住所	(転出元住所) ----- (転出先住所)	住所	(転出元住所) ----- (転出先住所)
	氏名		氏名	
	戸籍上の氏名		戸籍上の氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	転出予定日	年 月 日	転出予定日	年 月 日

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を提示してください。

- ①パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード
- ②本人確認のできる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）

市記入欄

氏名（ ）	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他（ ）	備考
氏名（ ）	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他（ ）	備考